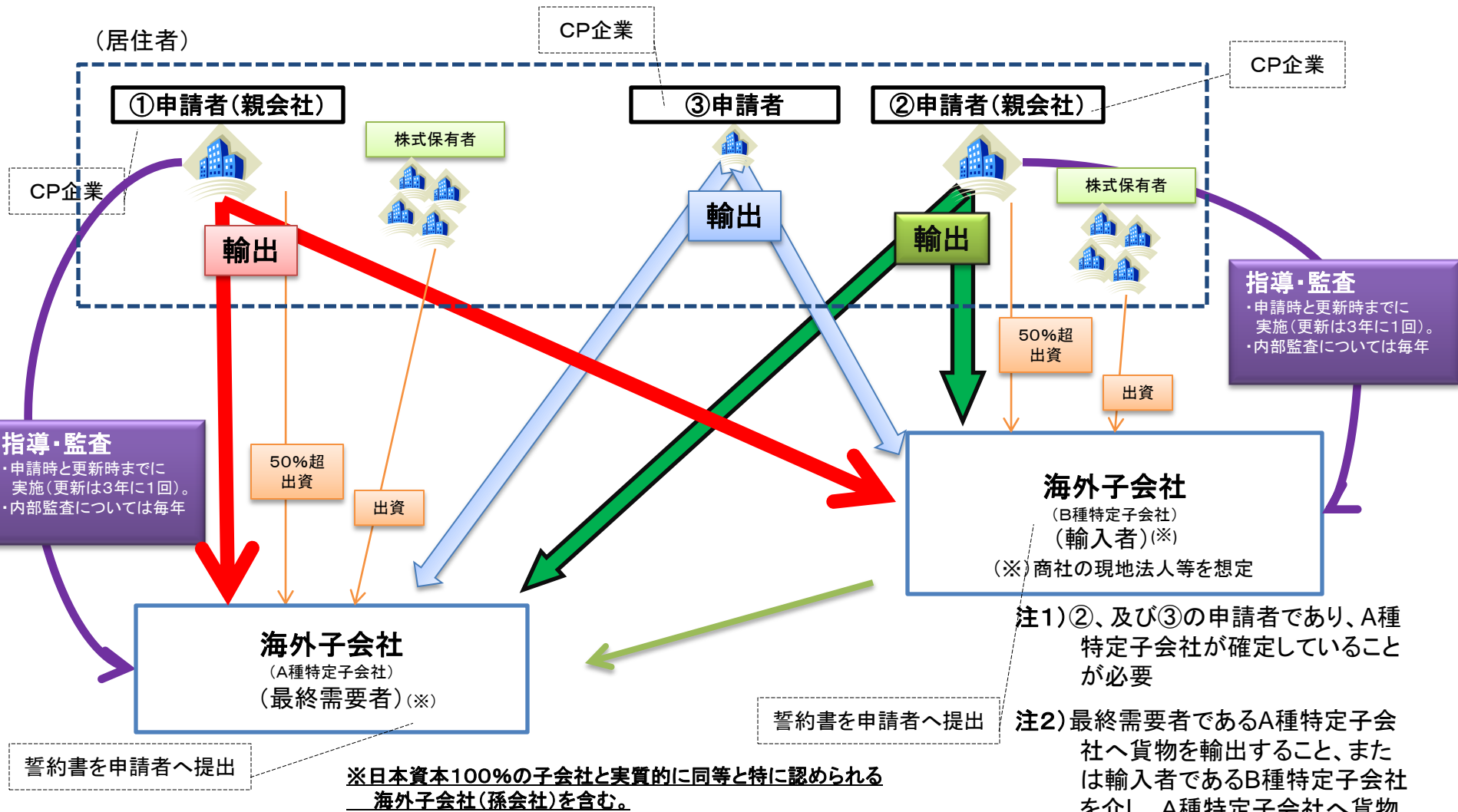


# 特定子会社包括許可の概要



- ① 最終需要者の過半数の株式を所有する者が申請する場合(親会社のメーカー等)
- ② 輸入者の過半数の株式を所有する者が申請する場合(親会社の商社等)
- ③ ①及び②以外の者が申請する場合(その他のメーカー、商社等)

注1) ②、及び③の申請者であり、A種特定子会社が確定していることが必要

注2) 最終需要者であるA種特定子会社へ貨物を輸出すること、または輸入者であるB種特定子会社を介し、A種特定子会社へ貨物の輸出等を行うことについて、

- ②の者については、①の者
- ③の者については、①又は①及び②の者から、事前同意を得る